

## 米の表示の検討項目に対する米関係者及び消費者団体からの ヒアリング概要

(第31回食品の表示に関する共同会議の資料4をもとに、米関係者などからヒアリングしたもの。)

### ○事業者団体などからのヒアリング(6か所)

- ・全国農業協同組合連合会・・・生産者団体
- ・(社)日本農業法人協会・・・生産者団体 ※
- ・全国米穀販売事業協同組合・・・卸売業者団体
- ・日本米穀小売商業組合連合会・・・米屋など小売業者団体
- ・(財)全国瑞穂食糧検査協会・・・農産物検査関係公益法人
- ・(社)米穀安定供給確保支援機構・・・食糧法に基づき、集荷円滑化、信用保証等の業務を実施する指定法人

※法人協会会員の農家の方から個別にご意見を聞き取ったもので法人協会としての意見ではない。

### ○消費者団体からのヒアリング

- ・複数の消費者各団体の事務局などの方より通常の活動を通して考えていることについて聞き取ったものであり、各団体の総意ではない。

## ○事業者体などから意見の概要

### ・検討項目2: 割合表示

全国農業協同組合連合会	(社)日本農業法人協会の会員	全国米穀販売事業協同組合	日本米穀小売商業組合連合会	(財)全国瑞穂食糧検査協会	(社)米穀安定供給確保支援機構
<p>(単一銘柄米)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者が誤認しないような表示にすることが必要である。米の場合、一定の異品種混入が不可避であることについて、消費者の理解が得られるのであれば、現行の100%表示でよい</li> <li>消費者だけではなく、商品に対して責任をもって販売するという観点から販売者などからも強くその表示の根拠を求められ、100%であれば文字通り100%が求められる状況がある。</li> <li>・100%と表示されていた時に、意図せざる異品種混入まで認められないということであれば見直す必要があり、具体的には「農産物検査合格品100%使用」などの表現の工夫が必要である。</li> </ul> <p>(ブレンド米)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレンド米については、〇割などと%ではなく割合単位で表示することも検討してはどうか。</li> </ul>	<p>(単一銘柄米)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・きちんとした管理を前提として、意図しない異品種混入があり得ることが認められた上であれば、100%表示でもよい</li> </ul> <p>(ブレンド米)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレンド米の割合表示は必要と考える。</li> </ul>	<p>(単一銘柄米)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・米のような農産物には意図せざる混入は不可避であるが、それを許容する明文化された規定がないので、量販店等から100%と表示するのであれば1粒たりとも混入がないものを要求されている。</li> <li>混乱を無くすために100%表示を削るべきである。</li> <li>・100%に代わる表示方法は全く自由とはせず、1つあるいは複数の表現に絞った方がよい。(例「単一銘柄使用」「単一原料米」)</li> </ul> <p>(ブレンド米)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレンド米については、通常、1%の単位でブレンドすることは考えにくく、〇割との単位で表示することでよいのではないか。</li> <li>・ブレンド米については、主たる銘柄のみ記載するようにすべきである。</li> <li>・精米袋は予め大量に印刷するため、季節など原料の変動要因も考えれば全ての銘柄を表示することは無理である。</li> </ul>	<p>(単一銘柄米)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・単一銘柄の表示は、100%に代えて、「単一銘柄米使用」などの表示にすることに抵抗はない。</li> <li>ただし、その場合、販売業者の責任において100%であることが証明できるのであれば100%表示も出来るようにしてもらいたい。</li> </ul> <p>(ブレンド米)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレンドの中身は、米屋の「企業秘密」であるため、全ての割合を明かさないうで主たるものだけを表示するようにすべきではないか。</li> <li>・米屋がおいしくブレンドした米については、食べてみた信用でブランド名表示というようなことを考えていきたい。</li> </ul>	<p>(単一銘柄米)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意図せざる混入があるという共通認識を消費者も含め全関係者がもつように出来れば現状の100%の割合表示のままで良いと考えるが、必ずしもこのような共通認識が確立しているとは言い難い現状においては、流通上の混乱を避けるため、ブレンド米の「複数原料米使用」に対応した「単一原料米使用」といった表示にすべきではないか。</li> </ul>	<p>(単一銘柄米)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表示は、必要な情報が伝わるように最低限のシンプルなものが良い。</li> <li>・ただし、これまでの米の表示の歴史を踏まえれば、何らかの数字による割合表示がないと消費者は納得しないのではないか。</li> </ul> <p>(ブレンド米)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ブレンドなど、〇割などの割合表示について認めていってはどうか。</li> </ul>

検討項目3: 検査を受けた米しか産地・品種・産年の表示ができない。

全国農業協同組合連合会	(社)日本農業法人協会の会員	全国米穀販売事業協同組合	日本米穀小売商業組合連合会	(財)全国瑞穂食糧検査協会	(社)米穀安定供給確保支援機構
<p>・現行の米の流通の仕組みから、第三者の証明である農産物検査を受けたものについて品種等を表示する現行の仕組みを維持すべきであり産地品種銘柄になっていない少量の品種の品種名等の表示ができないことをもって、制度を緩めることにより、大多数の米の流通に混乱を起こすことは行わない方がよいのではないか。</p> <p>・未検査で表示した場合、その産地、品種のブランドを崩す恐れもあり、消費者のためにならない。このため、未検査米に産地、品種の表示を認めるべきでない。</p> <p>・ネット販売などであっても表示を行うのであれば第三者証明である農産物検査を受検する必要がある。</p>	<p>・第三者証明を受けているということで、農産物検査は現在表示する上で一つの安心として役割を果たしている。</p> <p>・協会の会員でも意見が分かれる(農産物検査を受けたものが表示できる現行制度を維持すべきとする者と、自ら作った米については農産物検査を受けなくても自己責任で表示ができるようにすべきとの意見がある)。</p> <p>・産地品種銘柄になっていない少量しか作られていないものも、消費者ニーズに応え商品選択する上で判断出来るように、農産物検査の産地品種銘柄証明によらずとも種子証明などを根拠に表示できるように弾力化してほしい。</p> <p>この場合、証明手法としては、DNA分析や種子証明が考えられる。</p>	<p>・米の表示は、農産物検査証明が前提であると考える。</p> <p>・自己責任のみでは表示の信頼性、客観性に疑問がある。</p> <p>・DNA分析などは、抽出検査にならざるを得ず、全量について信頼性が確保されているというわけではない。</p> <p>・種子証明についても、種子証明自体が正しくても、生産段階で正確に使用されている保証が無い。</p> <p>・農家の直接販売については農産物検査証明ではなく自己責任でも良いとすることについても、反対である。</p>	<p>・見た目ではわからないものなので、円滑な流通のために第三者証明が必要である。</p> <p>・農産物検査証明以外には種子証明やDNA分析などが考えられるが、農産物検査証明以外のものを認める場合、消費者が納得できる制度とする必要がある。</p>	<p>・大量流通する米の規格という農産物検査の産地品種銘柄の本来の意味合い、流通実態、登録検査機関の負担軽減等から、証明する産地品種銘柄数を限定すべきであり、そのためには、農産物検査以外の表示根拠が必要ではないか。</p> <p>・農産物検査証明を受けているものは「検査済み」、未検査のものは「未検査」との旨を記載するようにした上で、産地、品種、産年の表示を認めてもよいのではないか。</p> <p>・未検査の場合、DNA分析など、その根拠を明示できるようにしてはどうか。</p>	<p>・米流通が自由化され、農産物検査も任意検査となる中で、農産物検査以外にも米表示の根拠を認めるべきという意見は理解できるが、現時点で、農産物検査証明以外に根拠として適切な手法がないのではないか。</p> <p>・農産物検査の産地品種銘柄となっていないマイナー品種については、一括表示には品種名を表示できないが、一括表示欄の外に、来歴などと併せて品種名を記載できるとしてはどうか。</p>

検討項目1:ばら売り、糶の取扱い

全国農業協同組合連合会	(社)日本農業法人協会の会員	全国米穀販売事業協同組合	日本米穀小売商業組合連合会	(財)全国瑞穂食糧検査協会	(社)米穀安定供給確保支援機構
<p>(ばら売り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米屋の店頭での対面販売による形態で、消費者が納得して購入するものであり、これらまで米品表の対象にする必要はないのではないか。</li> </ul> <p>(もみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売もほとんどなく対象にする必要はない。</li> </ul>		<p>(ばら売り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>店頭でとう精するなど対面販売の形で販売するのが一般的であり、店頭で口頭で説明できるので、表示義務をかける必要はないと考える。表示するにしても、正確であれば項目が少なくても良い。</li> <li>袋詰めとは別と考えて良いのではないか。</li> </ul> <p>(もみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>糶についても、消費者に対して糶で流通することは考え難いので、対象でなくてもよい。</li> <li>考え方としては、バラ売りと同様。</li> </ul>	<p>(ばら売り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大半が対面・対話で消費者の求めに応じ信用の下で販売しているのので、今までどおり米の品表の対象外でよい。</li> </ul> <p>(もみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>販売もほとんどなく対象外でよい。</li> </ul>	<p>(ばら売り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農産物検査等客観的な根拠に基づく三点セット表示であれば、袋詰めに限定する理由はないではないか。そうであれば、ばら売りでも米の品表の対象とすべきではないか。</li> <li>ただし、ばら売りを生鮮品表の対象としている現状で、特に問題があるとか、米の品表の対象とすべきとの要望があるということであれば、表示は任意という現在の扱いを変える必要はないのではないか(表示の根拠となるものの整備の指導は必要)。</li> </ul> <p>(もみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>流通量が少ないと考えられ、米の品表の対象にする必要はないのでは。</li> </ul>	<p>(ばら売り)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対面で販売しているものが大半であり、米品表の対象にする必要はないのではないか。</li> </ul> <p>(もみ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>量も少なく、米品表の対象にする必要はないのではないか。</li> </ul>

検討項目4:精米年月日

全国農業協同組合連合会	(社)日本農業法人協会の会員	全国米穀販売事業協同組合	日本米穀小売商業組合連合会	(財)全国瑞穂食糧検査協会	(社)米穀安定供給確保支援機構
<ul style="list-style-type: none"> <li>精米年月日については、消費者の認知度も高く、すでに定着しているものであり現状で問題ない。</li> <li>米の保存方法など、裏づけデータを用いてPRすべきである</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>精米年月日については、あった方がよい。</li> <li>玄米の調整年月日については、糶で保存するよりも、玄米で保存するケースが多く、実体上把握しづらい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業工程から鑑みて、袋詰年月日が望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状で問題ないが、精米工場などで前の日に精米しサイロにためておき次の日に袋詰めするよなものもあり、厳密な管理を求め過ぎるものかどうかとは思ふ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状で問題ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>過度な日付管理を求められると聞いており、1日程度の違いを認めるような袋詰年月日でも良いのではないか</li> <li>玄米の調製年月日については、収穫後玄米で保存し、産年を表示することからすれば必要はないのかもしれない。</li> </ul>

検討項目4: 精米と玄米の区分

全国農業協同組合連合会	(社)日本農業法人協会の会員	全国米穀販売事業協同組合	日本米穀小売商業組合連合会	(財)全国瑞穂食糧検査協会	(社)米穀安定供給確保支援機構
・現状で問題ない	・実態に合わせた表示とすればよい。	・発芽玄米などの区分のあり方等実態の把握ができないので、調査が必要。 ・複雑な名称は混乱の元となるので、(現行認められている「玄米」「精米」「うるち精米」「もち精米」「胚芽精米」以外の)その他のものは一括表示欄外で工夫すればよいのではないか。 ・玄米の販売は、①小売業者に売る場合と②袋詰して消費者に売る場合がある。	・現状で問題ない ・発芽玄米は対象外で加工品表で読む	・現状で問題ない	・現状で問題ない。

検討項目4: 在来の米

全国農業協同組合連合会	(社)日本農業法人協会の会員	全国米穀販売事業協同組合	日本米穀小売商業組合連合会	(財)全国瑞穂食糧検査協会	(社)米穀安定供給確保支援機構
・食用レベルでは極少量であると思われる、同一名称でも地域で異なる品種であることも想定されることから品表の対象外として良いのでは。	・消費者ニーズに応え、商品選択する上で判断出来るように、産地品種銘柄に設定されていないものについても表示できるように弾力化してほしい。	・農産物検査の銘柄の対象を広げて検査できるようにすべき。	・品種名ではなくブランド名表示で対応できないのか。	・「検査済み」の場合であっても、産地品種銘柄に含まれていないものについては「雑銘柄」になるので、三点セット表示をするのであれば、未検査米と同様にDNA分析など農産物検査以外の客観的根拠に基づくことにしてほしい。	・マイナー品種と同じように、一括表示には表示できないが、パッケージには記載できるとしてはどうか。

検討項目4: 赤米、紫黒米、緑米、古代米

全国農業協同組合連合会	(社)日本農業法人協会の会員	全国米穀販売事業協同組合	日本米穀小売商業組合連合会	(財)全国瑞穂食糧検査協会	(社)米穀安定供給確保支援機構
・明らかに見ればわかるものであり、品表の対象外として良いのでは。	・消費者ニーズに応え、商品選択する上で判断出来るように、産地品種銘柄に設定されていないものについても表示できるように弾力化してほしい。	・農産物検査の対象を弾力的に広げられる様なシステムにし、検査できるようにすべき。 ・または、新しいものも検査出来るような検査項目も検討すべき。		・現状では流通量が少なく、一般の米穀とは外見上も異なるので、米の品表の対象にする必要はないのではないか。	・農産物検査ができないマイナー品種については、一括表示には表示できないが、パッケージには記載できるとしてはどうか。

## ○消費者団体からの意見

### 検討項目2 使用割合について

- ・割合表示は必要である。
- ・世の中に100%はあり得ない(義務教育で誤差を習っている)。ただし、消費者団体として誤差を認めたことにより悪意の事業者がこれを悪用するという苦い経験がある。
- ・現行の百分率による表示でよいのではないか。100%と書いてあっても一粒たりとも他の品種が混じっていないというものとは思わない。
- ・100%など割合が書いてあるということは、事業者がそういうものを使っているといわば宣言するものであり、そのような表示があることが重要。仮に故意に違うものを混ぜていれば、表示違反として取り締まることができる。
- ・「100%」と書いてあると、一般的には他のものが混じっていないと思うのではないか。
- ・百分率による表示により混乱があるのであれば、「単一原料米」「〇割」とった表示を認めることも一案であるが、よく議論すべき事項であると思う。

### 検討項目3 農産物検査と表示について

- ・農産物検査の意味、役割をきちんと伝える必要がある。
- ・数十年来、農家から直接米を購入しているが、信頼関係に基づき購入している。ただし、農家の直売も多様であり、なんらかの証明事項は必要であると思う。
- ・消費者の要望に応えた多様な米づくりを一所懸命行っている農家も多くそのような人達のためにも未検査の場合や産地品種銘柄になっていない米の表示ができるよう考える必要があると思う。
- ・種子証明やDNA分析に基づく表示が考えられるのではないか。
- ・検査済み、未検査との表示が考えられるのではないか。

資料2-2 参考

(第31回食品の表示に関する共同会議 資料4)

玄米及び精米の品質表示基準について

(表示制度の概要)

- ・容器に入れ、または包装された玄米及び精米に限り、「玄米及び精米品質表示基準」に従い表示を行う。
- ・下記の表示事例に示す様式により、定められた表示事項を表示する必要。

玄米、もち精米、胚芽精米(胚芽を含む精米が80%以上)、うるち精米(うるちは省略可)の中から記載する。

名 称	精 米			
	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米	〇〇県	△△ひかり	15	100%
内 容 量	5kg			
精米年月日	〇年〇月〇日			
販 売 者	〇〇米穀 株式会社 △△県〇〇市〇〇〇 TEL〇〇〇(△△△)			

国内産の米については、農産物検査証明に基づき、産地、品種、産年を表示するとともに、その使用割合を①単一銘柄の場合に100%と記載、②ブレンド米の場合は、記載した品種名等の使用割合を%単位で記載する必要がある。

農産物検査証明を受けていない米においては、産地、品種等を表示することができない。(括弧を付して未検査米と記載することができる)

玄米は調製年月日を、精米は精米年月日を、輸入した米については、それらが不明である場合、輸入年月日を記載する。

検討項目1. 包装された玄米、精米のみが、「玄米及び精米品質表示基準」の対象となり、表示事項が義務付けられている

バラ売りされるものや、事例は少ないが粳の販売には適用されない

※ バラ売りされるものには、生鮮食品品質表示基準が適用され、名称と原産地が表示されることになる。



《検討課題》

容器に入れ、あるいは包装された玄米、精米以外の表示をどうするか

- ・バラ売りに関しても表示を行うとした場合の具体的な考え方
  - ・包装していないため、ポップ等による表示が基本となることから、どの様な項目を表示する必要があるか
- 等について検討

## 検討項目2. 使用割合を%の単位で表示しなければならない

使用している原料玄米について表示する場合、①単一銘柄の場合、使用割合を100%と記載、②ブレンド米の場合、記載した産地品種銘柄の使用割合を%単位で表示することとなっている。

一方、農産物検査等検討会において、農産物検査を受けた米であっても意図せざる他品種の混入を完全に防ぐことは困難であるとの議論になったことと100%という表示は齟齬をきたしており、また、他品種が全く混入していないとの誤認を与えることが懸念される。

### 《単一銘柄米》

原料玄米	産地	品 種	産 年	使用割合
	〇〇県	△△ヒカリ	17年産	100%

### 《ブレンド米》

原料玄米	産地	品 種	産 年	使用割合
	複数原料米			
	国内産			100%
	〇〇県	△△ヒカリ	17年産	90%
	××県	□□ニシキ	17年産	10%

### 《検討課題》

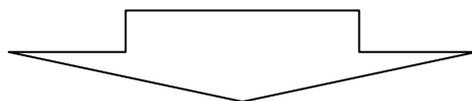
生産、流通等の実態から他品種が全く混入しない様な管理を行うことは困難であり、消費者に誤認を与えない表示方法について

検討項目3. 国内産の米の場合、農産物検査を受けた証明があるものしか  
産地、品種、産年を表示できない

米が大量に全国流通し、産地や品種の違いにより価格に差が出るなどの流通実態から、取引の基準となる農産物検査は重要な役割を持っている。

一方で、農家が直接米を販売する場合に、自分が作った米であるにもかかわらず、

- ① 農産物検査を受けなければ、産地、品種、産年を表示出来ない
  - ② 検査を受けても産地品種銘柄に設定された品種でないと品種名を表示出来ない
- などの意見がある。



《検討課題》

産地、品種、産年について農産物検査証明と同等の信頼性が確保できる手法による表示が出来るようにするのか

#### 検討項目4. その他

- 精米年月日
  - 精米と玄米の区分
  - 在来の品種の取扱い
  - 赤米、紫黒米等、あるいは古代米の取扱い
- 等

(参考資料)

(「米の農産物検査等検討会(平成18年10月6日、11月10日開催)」資料より抜粋)

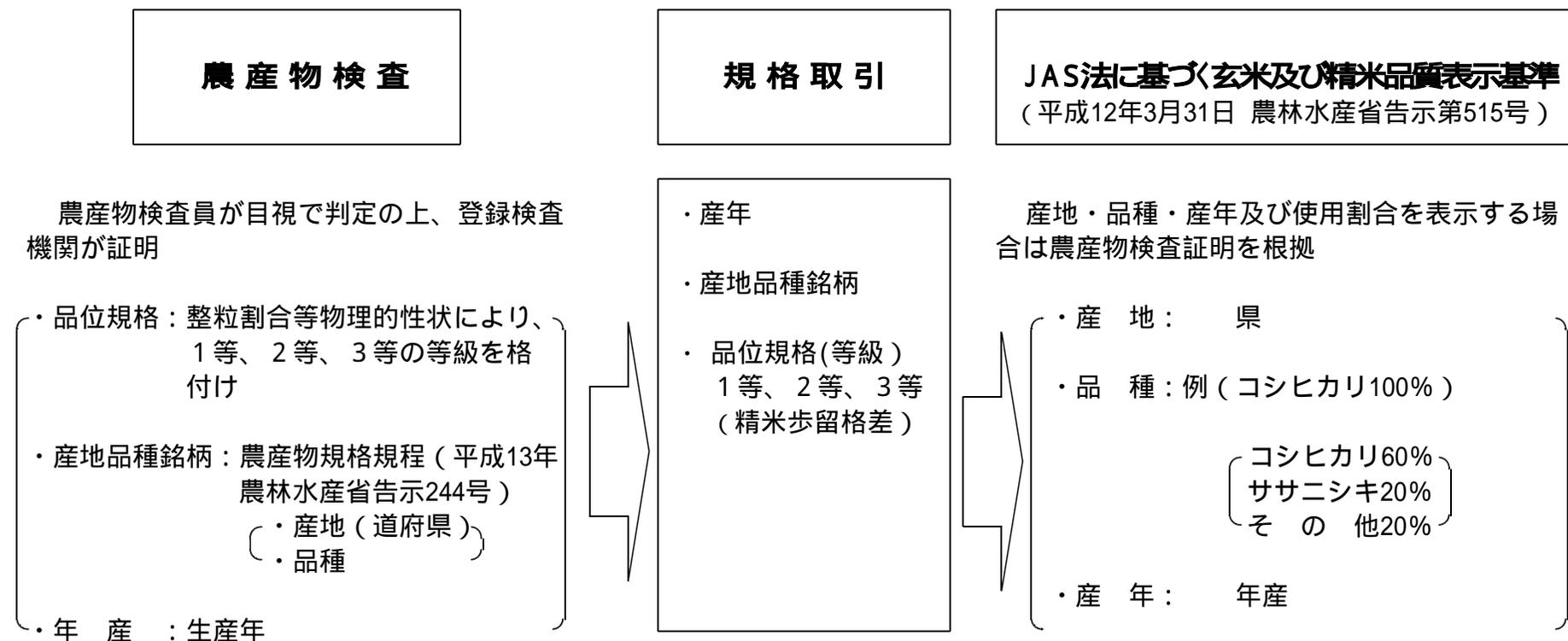
- 農産物検査の役割
- 農産物検査による産地品種銘柄証明
- 平成16年産米及び17年産米農産物検査のDNA分析による品種判別調査
- 水稻うるち玄米の産地品種銘柄

- 1 農産物検査の役割  
 農産物検査法に基づく米の検査は、  
 米の公正かつ効率的な取引を行うための規格取引の根拠  
 であるとともに、  
 小売段階のJAS法に基づく米の表示の根拠  
 となっている。

農産物検査法（昭和26年法律第144号）（抄）  
 （目的）

第1条 この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その  
 適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることによ  
 り、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、  
 あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与するこ  
 とを目的とする。

（参考） 農産物検査と規格取引、精米表示の関係について



### 3 農産物検査による産地品種銘柄証明

#### (1) 品種判別方法

農産物検査による米の産地品種銘柄証明は、農産物検査員の玄米形状の目視による判定を基本としている。

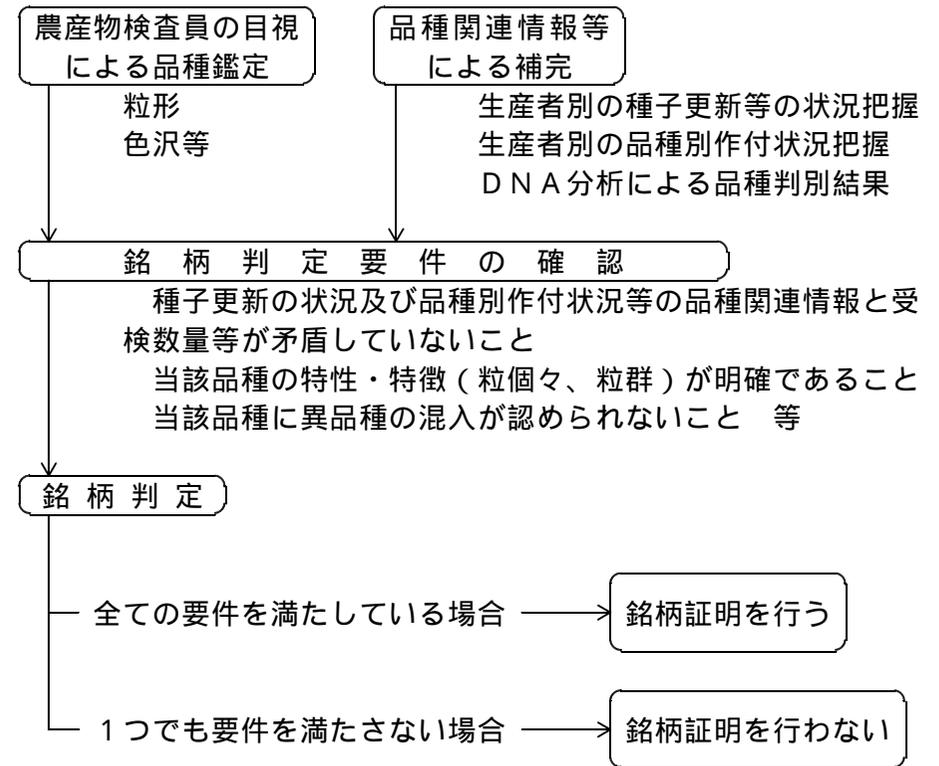
この場合、農産物検査員は、

ア 生産者の申告

イ 生産者の品種別作付状況等の品種関連情報等を補完情報として活用している。

米の出荷段階での目視による産地品種銘柄証明は、出荷が集中する収穫期に大量流通する米について、短期間かつ低コストで鑑定を可能とする最も実用的な手法である。

#### 米の銘柄検査フロー



(2) 平成16年産米及び17年産米農産物検査のDNA分析による品種判別調査

異品種の混入

農産物検査の産地品種銘柄証明についてDNA分析による品種判別調査を実施したところ、産地段階で異品種の混入が確認された。

異品種混入程度

異品種の混入が判明したものを対象に異品種の混入度合いを25粒法で分析した。

これによると、

ア 25粒中3粒以下のもの

16年産：53%                      17年産：45%

と概ね半数である一方、

イ 25粒中13粒以上のもの

16年産：19%                      17年産：23%

となっている。

とりわけ、生産者の品種名の誤記入及び品種の取り違えが、16年産及び17年産とも約10%となっている。

DNAによる品種判別調査結果  
品種判別分析結果

	16年産	17年産
調査点数	16,989点	16,443点
一致	98.1%	99.2%
不一致	1.9%	0.8%

調査対象品種：

17年産 10品種  
16年産 20品種

平成17年産米品種判別分析結果

ア 地域別状況

地域別	調査点数	異品種の混入等が認められたもの
北海道	568	14 (2.5%)
東北	6,341	62 (1.0%)
関東	3,102	20 (0.6%)
北陸	3,059	9 (0.3%)
東海	421	2 (0.5%)
近畿	502	4 (0.8%)
中国四国	1,272	8 (0.6%)
九州沖縄	1,178	12 (1.0%)

イ 品種別状況

品種別	調査点数	異品種の混入等が認められたもの
コシヒカリ	8,019	29 (0.4%)
あきたこまち	2,445	29 (1.2%)
ひとめぼれ	2,132	29 (1.4%)
ヒノヒカリ	1,462	14 (1.0%)
はえぬき	951	6 (0.6%)
きらら397	568	14 (2.5%)
つがるロマン	550	6 (1.1%)
ササニシキ	141	3 (2.1%)
ハナエチゼン	111	- (-)
夢つくし	64	1 (1.6%)

異品種の混入程度（16、17年産）

25粒中に混入する異品種の粒数	異品種の混入等が認められた点数	
	16年産	17年産
1粒～3粒 (4%～12%)	174点 (52.9%)	59点 (45.0%)
4粒～6粒 (16%～24%)	54点 (16.4%)	29点 (22.1%)
7粒～9粒 (28%～36%)	28点 (8.5%)	7点 (5.3%)
10粒～12粒 (40%～48%)	10点 (3.0%)	6点 (4.6%)
13粒～15粒 (52%～60%)	8点 (2.4%)	6点 (4.6%)
16粒～18粒 (64%～72%)	9点 (2.7%)	5点 (3.8%)
19粒～21粒 (76%～84%)	6点 (1.8%)	3点 (2.3%)
22粒～24粒 (88%～96%)	13点 (4.0%)	0点 (0.0%)
品種名誤記入又は品種の取違え (100%)	27点 (8.2%)	16点 (12.2%)
合計	329点 (100%)	131点 (100%)

(注) ( )内は、構成比である。

水稲うるち玄米の産地品種銘柄  
(17年産道府県別検査数量上位5品種)

道府県	銘柄数	検査数量上位5品種					検査数量割合	
		検査数量上位3品種			4	5		
		1	2	3				
北海道	13	きらら397	ほしのゆめ	ななつぼし	大地の星	あやひめ	84.7	86.6
青森県	7	つがるロマン	ゆめあかり	むつぼまれ	あきたこまち	むつかおり	95.1	96.7
岩手県	9	ひとめぼれ	あきたこまち	いわてっこ	かけはし	ササニシキ	97.1	99.4
宮城県	19	ひとめぼれ	ササニシキ	コシヒカリ	まなむすめ	たきたて	97.7	98.9
秋田県	16	あきたこまち	ひとめぼれ	めんこいな	はえぬき	ササニシキ	98.3	99.4
山形県	22	はえぬき	ひとめぼれ	コシヒカリ	あきたこまち	ササニシキ	87.7	97.5
福島県	18	コシヒカリ	ひとめぼれ	あきたこまち	ふくみらい	チヨニシキ	93.8	96.5
茨城県	10	コシヒカリ	あきたこまち	ゆめひたち	ひとめぼれ	ミルククイーン	92.8	96.4
栃木県	10	コシヒカリ	あさひの夢	ひとめぼれ	アキニシキ	月の光	96.5	98.4
群馬県	9	ゴロピカリ	あさひの夢	朝の光	コシヒカリ	ひとめぼれ	87.1	96.1
埼玉県	10	コシヒカリ	彩のかがやき	キヌヒカリ	朝の光	あかね空	68.4	89.7
千葉県	10	コシヒカリ	ふさおとめ	あきたこまち	ひとめぼれ	ミルククイーン	94.8	99.6
神奈川県	4	キヌヒカリ	祭り晴	さとじまん	コシヒカリ		96.1	97.3
新潟県	18	コシヒカリ	こしいぶき	ゆきの精	ひとめぼれ	はえぬき	95.6	97.8
富山県	16	コシヒカリ	てんたかく	ハナエチゼン	日本晴	夢ごち	98.8	99.4
石川県	12	コシヒカリ	ゆめみづほ	ハナエチゼン	能登ひかり	ぼほほの穂	93.9	98.0
福井県	12	コシヒカリ	ハナエチゼン	ひとめぼれ	キヌヒカリ	イクヒカリ	96.9	98.7
山梨県	6	コシヒカリ	ひとめぼれ	あさひの夢	農林48号	日本晴	93.5	97.4
長野県	9	コシヒカリ	あきたこまち	ひとめぼれ	キヌヒカリ	秋晴	96.2	98.0
岐阜県	16	ハツシモ	コシヒカリ	あさひの夢	あきたこまち	ひとめぼれ	77.5	95.8
静岡県	11	コシヒカリ	キヌヒカリ	あいちのかおり	あさひの夢	ヒノヒカリ	81.7	93.8
愛知県	12	あいちのかおり	コシヒカリ	祭り晴	祭り晴	大地の風	80.8	91.7
三重県	13	コシヒカリ	キヌヒカリ	あきたこまち	みえのえみ	みえのゆめ	91.3	96.5
滋賀県	17	コシヒカリ	キヌヒカリ	日本晴	秋の詩	あきたこまち	81.6	92.1
京都府	10	コシヒカリ	キヌヒカリ	祭り晴	ヒノヒカリ	どんとこい	87.6	96.7
大阪府	5	ヒノヒカリ	キヌヒカリ	祭り晴	コシヒカリ	ひとめぼれ	96.3	97.5
兵庫県	18	コシヒカリ	キヌヒカリ	ヒノヒカリ	ハナエチゼン	フクヒカリ	89.2	91.7
奈良県	5	ヒノヒカリ	あきたこまち	ひとめぼれ	キヌヒカリ	コシヒカリ	89.3	99.1
和歌山県	10	キヌヒカリ	ヒノヒカリ	コシヒカリ	日本晴	ミネアサヒ	82.2	93.1
鳥取県	10	コシヒカリ	ひとめぼれ	日本晴	おまちかね	ヤマヒカリ	95.4	97.3
島根県	7	コシヒカリ	ハナエチゼン	祭り晴	ヒノヒカリ	きぬむすめ	97.4	99.0
岡山県	15	ヒノヒカリ	コシヒカリ	アケボノ	あきたこまち	朝日	62.0	88.7
広島県	13	コシヒカリ	ヒノヒカリ	中生新千本	あきたこまち	あきろまん	69.6	84.9
山口県	10	コシヒカリ	ヒノヒカリ	ひとめぼれ	晴るる	日本晴	83.6	95.0
徳島県	10	コシヒカリ	キヌヒカリ	ハナエチゼン	ヒノヒカリ	あわみのり	91.1	97.1
香川県	9	ヒノヒカリ	コシヒカリ	オオセト	はえぬき	キヌヒカリ	89.2	98.6
愛媛県	9	ヒノヒカリ	コシヒカリ	あきたこまち	愛のゆめ	松山三井	80.9	91.3
高知県	19	コシヒカリ	ヒノヒカリ	ナツヒカリ	あきたこまち	黄金錦	88.4	94.0
福岡県	16	ヒノヒカリ	夢つくし	ニシホマレ	つくろまん	コシヒカリ	82.2	88.8
佐賀県	12	ヒノヒカリ	夢しずく	コシヒカリ	たんぼの夢	天使の詩	83.3	92.2
長崎県	7	ヒノヒカリ	コシヒカリ	あさひの夢	レイホウ	日本晴	91.8	93.1
熊本県	13	ヒノヒカリ	森のくまさん	コシヒカリ	ユメヒカリ	あきげしき	79.1	89.8
大分県	11	ヒノヒカリ	ひとめぼれ	コシヒカリ	ユメヒカリ	おおいた11	90.9	92.2
宮崎県	14	コシヒカリ	ヒノヒカリ	ユメヒカリ	さきひかり	かりの舞	96.7	97.8
鹿児島県	8	ヒノヒカリ	コシヒカリ	はなさつま	かりの舞	ミルククイーン	95.3	98.7
沖縄県	3	ひとめぼれ	ちゅらひかり	チヨニシキ			99.8	99.8
<b>全国計</b>	<b>533</b>				<b>91.3</b>			<b>95.6</b>